

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月18日

【事業年度】 第7期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

【英訳名】 IR Japan Holdings, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務部長 藤原 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務部長 藤原 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,836,904	4,133,898	4,827,639	7,682,321	8,284,571
経常利益 (千円)	1,008,918	1,157,159	1,447,823	3,611,672	4,070,831
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	694,823	821,610	976,904	2,445,476	2,802,807
包括利益 (千円)	696,000	821,802	975,950	2,444,904	2,804,237
純資産額 (千円)	3,190,001	3,586,771	4,008,236	5,212,205	6,647,012
総資産額 (千円)	3,847,978	4,589,908	5,051,214	7,712,480	8,410,136
1株当たり純資産額 (円)	179.39	201.38	224.87	293.52	374.22
1株当たり当期純利益金額 (円)	38.86	46.15	54.82	137.32	157.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.9	78.1	79.4	67.6	79.0
自己資本利益率 (%)	22.1	24.2	25.7	53.0	47.3
株価収益率 (倍)	16.6	26.3	33.1	42.2	84.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	825,012	1,225,682	1,352,682	3,512,491	2,398,311
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	183,967	459,027	338,507	197,351	366,630
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	600,751	344,804	580,067	1,264,559	1,419,921
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,872,420	2,293,254	2,726,534	4,777,059	5,388,053
従業員数 (名)	150	160	160	157	190
(外、平均臨時雇用人員)	(12)	(12)	(12)	(17)	(14)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額については、当該株式分割が第3期の期首に実施されたと仮定し算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	(千円)	651,200	918,132	1,248,547	1,642,634	2,717,944
経常利益	(千円)	513,434	767,849	1,055,009	1,430,351	2,492,913
当期純利益	(千円)	476,685	747,594	986,109	1,346,180	2,318,947
資本金	(千円)	795,803	805,796	818,292	830,000	855,673
発行済株式総数	(株)	9,277,555	9,291,955	17,825,310	17,833,810	17,838,310
純資産額	(千円)	2,505,771	2,828,651	3,260,275	3,365,521	4,315,038
総資産額	(千円)	2,643,572	3,173,721	3,616,562	4,842,575	4,831,908
1株当たり純資産額	(円)	140.91	158.81	182.91	189.52	242.93
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	40.00 (15.00)	60.00 (25.00)	38.00 (15.00)	70.00 (25.00)	85.00 (35.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	26.67	42.00	55.34	75.59	130.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	94.8	89.1	90.1	69.5	89.3
自己資本利益率	(%)	18.6	28.0	32.4	40.6	60.4
株価収益率	(倍)	24.2	28.9	43.8	76.7	102.4
配当性向	(%)	75.0	71.4	68.7	92.6	65.1
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	6 (-)	7 (-)	7 (-)	7 (-)	7 (-)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	188.5 (114.7)	365.3 (132.9)	558.0 (126.2)	1,807.9 (114.2)	4,194.0 (162.3)
最高株価	(円)	1,528	2,554	1,905 (4,035)	7,680	19,550
最低株価	(円)	629	1,040	1,108 (2,398)	1,739	4,945

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第3期の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものとなっております。

4. 第4期の最高株価及び最低株価は、当社株式が2017年6月6日に東京証券取引所市場第二部に上場されたことから、最高株価については東京証券取引所市場第二部、最低株価については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものとなっております。

5. 当社は、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が第3期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

6. 第5期の最高株価及び最低株価は、当社株式が2018年9月27日に東京証券取引所市場第一部に銘柄指定を受けたことから、東京証券取引所市場第一部におけるものとなっております。

7. 第5期の最高株価及び最低株価については、当社は2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。なお、括弧内の最高株価及び最低株価については東京証券取引所市場第二部におけるものとなっております。

8. 第6期以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものとなっております。

2 【沿革】

当社は2015年2月2日に単独株式移転により株式会社アイ・アール ジャパン（以下、アイ・アール ジャパン）の完全親会社として設立されました。

（当社の沿革）

年月	概要
2015年2月	アイ・アール ジャパンが単独株式移転の方法により当社を設立 当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2015年6月	監査等委員会設置会社に移行
2017年6月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2018年1月	東京都千代田区丸の内に「丸の内オフィス」を新設
2018年9月	東京証券取引所市場第一部へ銘柄指定
2021年2月	東京都千代田区丸の内に株式会社J01Bを設立（現、連結子会社）

また、当社の完全子会社となったアイ・アール ジャパンの沿革は以下のとおりであります。

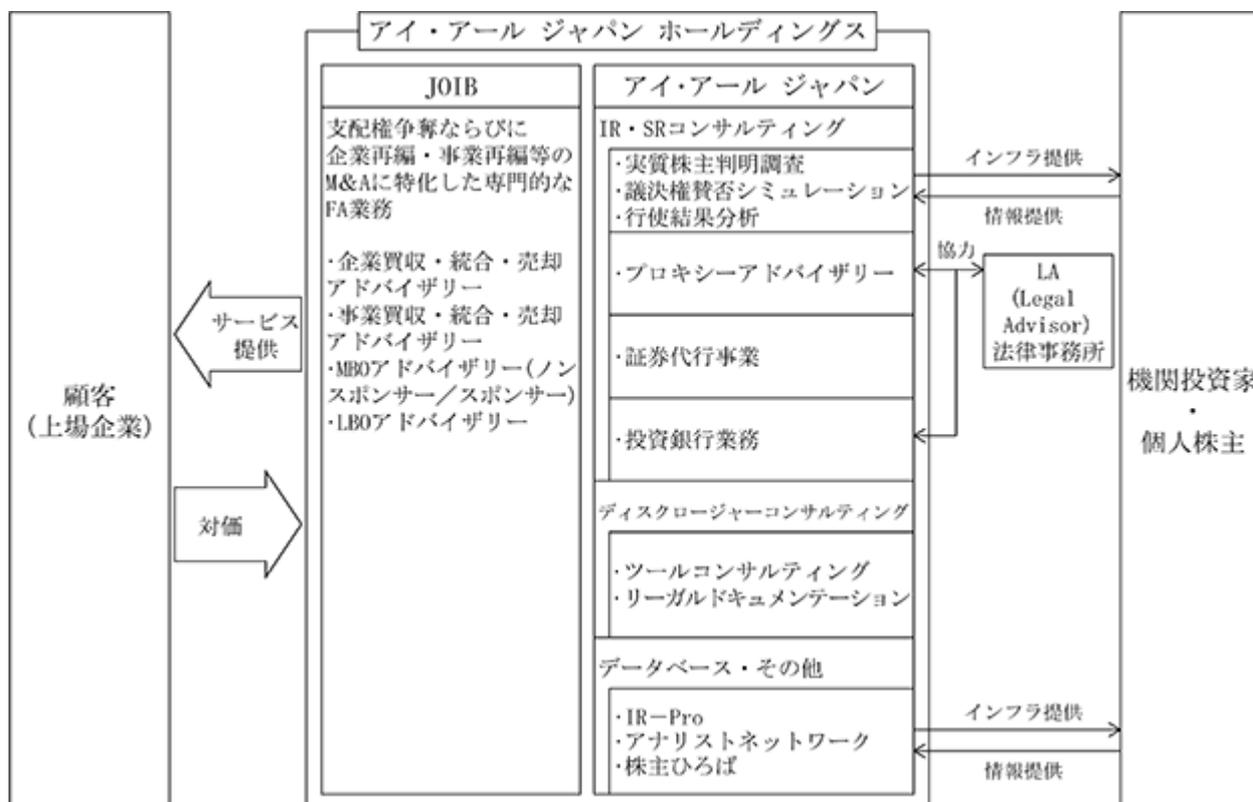
（アイ・アール ジャパンの沿革）

年月	概要
2007年10月	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現アイ・アール ジャパン）を旧株式会社アイ・アール ジャパンのMB0を目的として、資本金10,000千円で東京都大田区に設立
2007年12月	本店所在地を東京都港区に置くことを臨時株主総会において決議
2008年2月	旧株式会社アイ・アール ジャパンを株式交換により完全子会社化
2008年4月	経営資源の効率化を目的とし、旧株式会社アイ・アール ジャパン（実質上の存続会社）と株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（形式上の存続会社）が合併。形式上の存続会社が株式会社アイ・アール ジャパンに商号変更
2011年3月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2012年3月	第一種金融商品取引業者登録「関東財務局長（金商）第2624号」
2012年4月	証券代行業を開始
2013年4月	日本初のコミットメント型ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）を実施
2013年7月	大阪証券取引所現物市場の東京証券取引所への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2015年2月	完全親会社である当社の設立に伴い、アイ・アール ジャパンが東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場を廃止
2015年2月	本店所在地を東京都港区から現在の東京都千代田区霞が関に移転
2017年12月	TOKYO PRO Market J-Adviser資格を取得
2018年1月	東京都千代田区丸の内に「丸の内オフィス」を新設
2019年6月	第一種金融商品取引業者変更登録（金融商品取引業法第2条第8項第9号及び第2号に定める業務）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）及び株式会社JOIB（以下「JOIB」といいます。）で構成され事業活動を展開しています。事業の系統図は次のとおりです。

[事業系統図]



アイ・アール ジャパンの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。アイ・アール ジャパンでは、IR(Investor Relations)活動を「上場企業が広く投資家全般を対象として行うリレーション構築活動」と、SR(Shareholder Relations)活動を「上場企業が自社の株主を対象として行うリレーション強化活動」と、それぞれ位置付けております。

アイ・アール ジャパンは上場企業等に対してIR・SR活動を総合的にサポートするため、「IR・SRコンサルティング」、「ディスクロージャーコンサルティング」、「データベース・その他」という3つのサービスを提供しております。

アイ・アール ジャパンは、これらのサービスを提供するため、国内947社、海外9,158社のファンドマネージャー、アナリスト、議決権行使担当者を網羅する機関投資家ネットワークやWEBアンケートシステム「株主ひろば」に登録する56,283名の個人株主とのネットワーク（2021年3月31日現在）を利用して、内外のコンサルティングサービスを提供するのに不可欠な情報を日々収集しております。また、アイ・アール ジャパンは情報収集を行うだけでなく、機関投資家や個人株主の意見や要望を上場企業に伝えることで上場企業と投資家・株主をつなぐ仲介役としての役割も担っております。

さらに、プロキシ・ファイト（委任状争奪戦）等の有事に際しては、アイ・アール ジャパンがLA(Legal Advisor: 法律事務所)と連携してPA(Proxy Advisor)やFA(Financial Advisor: 投資銀行)として支援を行います。

2014年1月に発足した投資銀行部は、経験豊富な人材を採用するなど組織・業務体制を強化し、上場企業等に対してM&A・経営統合・完全子会社化等のフィナンシャル・アドバイザー業務、上場会社の第三者割当増資の支援等を行うプライベート・プレースメント業務、未上場会社のTOKYO Pro Market上場を支援するJ-Adviser業務といった総合的な金融ソリューションを提供する体制を整えております。

JOIBは、我が国における大再編時代に創生される超大型のM&A市場の誕生を睨み、アイ・アール ジャパンの投資銀行業務の今後の飛躍的な拡大を図るべく2021年2月に設立いたしました。日本の企業文化並びに企業価値・株主価値を尊重する我が国生まれの異質なインベストメント・バンクとして、支配権争奪並びに企業再編・事業再編等のM&Aに特化

した専門的なFA業務を主たる業務とし、企業買収（事業買収）・統合・売却アドバイザー、MBOアドバイザー（ノンスポンサー/スポンサー）、LBOアドバイザー業務等を、ラージキャップ企業からミドル・スモールキャップ企業に至るまで提供する体制を整えております。

(1) IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシー・アドバイザー（株主総会議案可決における総合的な戦略立案）、投資銀行業務、証券代行業務等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

《実質株主判明調査》

上場企業が効率的かつ実効的なIR・SR活動を実施する第一歩としては、IR・SR活動の重要な対象者となる機関投資家株主を正確に把握することが必要となっております。ところが、上場企業の株主名簿には実際の出資者である機関投資家株主の名義は明記されていない場合があり、機関投資家に代わって株式を管理する金融機関等の名義に集約されて記載されております。この問題を解決すべく、株主名簿には明記されない機関投資家株主を特定するサービスが実質株主判明調査であります。

調査においては、株主名簿の分析に加え、アイ・アール ジャパンの商品である「IR-Pro」に蓄積された大量保有報告書や国内・海外公募投信による株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を活用する等のアイ・アール ジャパン独自のプロセスを実施しております。また、調査対象となる海外機関投資家（外国人）及び国内機関投資家による顧客企業の保有株式数把握と共に、担当するアナリスト及びファンドマネージャーを特定し、顧客企業に対する投資判断を含めた各種意見も併せて収集しております。

《議決権賛否シミュレーション》

議決権賛否シミュレーションは、機関投資家株主の投資先である顧客企業の株主総会議案に対する賛否行使ガイドライン（注）等を調査し、上程予定の議案に対する賛否行使比率を予測するサービスです。

（注）賛否行使ガイドライン…機関投資家が独自に定めた株主総会議案に対する行使判断基準

《コーポレートガバナンス・コンサルティング》

コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うガバナンス・ガイドラインの改定や取締役会の機関設計、役員報酬設計の見直しに関するコンサルティングに加え、社外取締役の独立性判断基準の厳格化や社外取締役比率の増加や多様性を求める動きに後押しされた社外取締役等の人材紹介サービスを提供しております。中でも、取締役会の実効性評価は、機関投資家株主のニーズを熟知する当社グループの強みを活かし、差別化したサービスを提供しております。

《プロキシー・アドバイザー》

プロキシー・アドバイザーは、株主構成等の分析を行い、TOB（株式公開買付）やプロキシー・ファイト（委任状争奪戦）を成功に導くための必要な戦略を提案する唯一無二の実績を有するサービスであります。

なお、前記の議決権賛否シミュレーションの結果は、当サービスのための重要な基礎資料として活用されております。

《投資銀行業務》

当社グループの投資銀行業務は、株式議決権、株主動向、コーポレート・ガバナンスに関する圧倒的知見を活用した唯一無二の先鋭的フィナンシャル・アドバイザー業務を中心とした総合的な金融ソリューションの提供をしております。

《証券代行業務》

当社グループの証券代行業務は、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛をコンセプトとして、株式の長期安定化、議決権の安定確保のみならず株主名簿における買収リスクの早期把握、買収リスクへの事前準備等、戦略的かつ効果的な証券代行業務の提供をしております。

(2) ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング及びリーガルドキュメンテーションサービスを行っております。

《ツールコンサルティング》

アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援を行うサービスです。

《リーガルドキュメンテーションサービス》

企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等を行うサービスです。

(3) データベース・その他

IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、アナリストネットワーク等をWEB上で提供しております。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

《IR-Pro》

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を提供するWEBサービスです。

《アナリストネットワーク》

IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することを可能とするWEBサービスです。

《株主ひろば》

当社WEBアンケートシステムに登録する56,283名（2021年3月31日現在）の個人株主に対して、各種アンケートの実施を可能とするWEBサービスです。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アイ・アール ジャパン (注) 1、2	東京都千代田区	795,803	IR・SRコンサル ティング	100.0	配当金の受取 経営指導料の受取 賃借建物の転貸及び転 借 役員の兼任・・・4名
(連結子会社) JO1B (注) 1	東京都千代田区	100,000	支配権争奪並 びに企業再 編・事業再編 等のM&Aに特 化した専門的 なFA業務	100.0	経営指導料の受取 賃借建物の転貸 役員の兼任・・・3名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. アイ・アール ジャパンは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	8,136,371千円
(2) 経常利益	3,389,294 "
(3) 当期純利益	2,342,411 "
(4) 純資産額	4,279,404 "
(5) 総資産額	5,933,260 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	190(14)
合計	190(14)

(注) 1. 当社グループの事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、全従業員を全社(共通)に含めております。

2. 従業員数は就業人員であり、契約社員(フルタイム、パートタイム及び休職者)を含んでおります。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7(-)	44.1	15.0	10,154

(注) 1. 従業員数は就業人員(連結子会社であるアイ・アール ジャパンから当社への出向者を含む)を記載しております。

2. 当社は2015年2月2日付でアイ・アール ジャパンの単独株式移転により設立されたため、平均勤続年数の算定にあたっては、アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

3. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社グループの事業はIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社及び当社の連結子会社には労働組合はありません。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の方針

当社グループは、「信頼・誇り・夢」という社是のもと、「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」ことを企業使命としております。そしてこの企業使命の遂行のためには、何よりも「公正」であることが求められることから、当社は創業以来、特定の金融系列に属さない「独立性」を保持し、上場会社と投資家（機関投資家、個人投資家）を結ぶ最適なブリッジ役に徹してまいりました。

また、当社グループは、この企業使命を実現させるため、「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）が公正な観点でお困りになっているIR・SR活動を誰よりも早く察し、具体的なアクションプランのご提案と実践を行う」こと、及び「現状維持は即墮落という意識のもと、日々自らの問題点を探し続け、改善を怠ることのないよう強い意志と具体的な行動を実践する」ことを行動規範（日常業務指針）としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは「マーケット・シェア」、「営業利益」及び「1株当たり当期純利益（EPS）」の向上を重要な経営指標としております。

なお、中長期の目標数値は設定しておりませんが、翌連結会計年度の業績予想として営業利益6,000百万円（前期増減率47.0%）、1株当たり当期純利益（EPS）228円00銭とし、7期連続増収増益達成を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

わが国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしているなか、当社グループはこうした変動のなかでの中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度及びその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。

今後もコーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援や業績連動型役員報酬の導入に関するコンサルティング、ESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレート・ガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、わが国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主/アクティビストに関する情報力・コンサルティング力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフリクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスを行っております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシー・ファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内に多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、72の発行体企業様（管理株主約39万人 2021年3月31日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社グループでは単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まったわが国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後もご支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応え続け当社グループの信頼をより強固なものとするに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社グループ独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

人的資源の拡充

当社グループの取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に対する投資判断は本稿以外に記載した項目を併せて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 売上の季節変動性について

当社グループの四半期における売上高は、主力業務であるIR・SRコンサルティングの特性上、多くの日本企業が株主総会を開催する6月前後の第1四半期に集中する傾向がありました。近時では、大型案件の通期化、時期を選ばない投資銀行業務、証券代行業務等により、第3四半期以降、第4四半期にかけて売上が増加する傾向にあり、季節的変動は縮小していく傾向にあります。

(2) 個人情報漏洩等が発生した場合の影響について

当社グループは、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業の特性上、多数の企業の株主情報をお預かりしております。当社グループでは、こうした個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護法を遵守するとともに、2006年7月にプライバシーマークを取得し、個人情報の取り扱いに関する社内ルールの整備、定期的な社内研修を実施し、情報管理の強化とその取り扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、不測の事態が原因で個人情報が外部に漏洩し、情報主体ないし顧客企業等に被害が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティ体制について

当社グループは、事業を展開する上で、顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。当社グループで

は、こうした機密情報の取扱いにつきましては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、機密情報の取り扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等により、万一これらの情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの信用低下や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経済情勢や事業環境による影響について

当社グループの事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティングサービスは、主に上場企業のIR担当部署や経営企画担当部署、総務担当部署等の間接部門に直接の取引先として提供されます。そして、経済情勢や事業環境が悪化した際には、一般的に間接部門の経費から削減される傾向があります。このように、わが国の経済情勢や事業環境が悪化した際には、直接の取引先である上場企業の間接部門の経費が削減される結果、当社グループが提供するサービスの採用に慎重になる、あるいはサービス提供価格の引き下げ要請が強くなる等、当社グループの収益構造に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ビジネスモデルが模倣された場合の影響について

当社グループの事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業においては、情報収集やその分析手法等、長年に亘って蓄積してきた独自のデータ及び分析ノウハウが事業遂行上の重要な要素となっております。当社グループでは、各種社内規程やマニュアルを整備し、これらを秘密情報とすることにより営業秘密の管理、保護に努めております。しかしながら、第三者によるサービスの模倣等がなされた場合、当社グループの営業展開に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法律や制度の変更による影響について

IR・SR活動に関連する法律の改正や制度の変更については、2014年2月に策定され、2017年5月に改訂されたいわゆる「日本版ステュワードシップ・コード」によって、機関投資家が企業価値の向上や持続的成長を促すために投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を進め始めております。また、上場企業側からの持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すため2015年6月に策定され、本年6月に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」により、上場企業の対応としてガバナンス設計、資本政策、機関株主との対話、ESG開示など様々な課題への対応を迫ることで、当社グループが最も得意とするエクイティ・コンサルティングに対する需要が急速に高まってきております。

このように、より充実したIR・SR活動を求める方向での法律や制度の変更がなされた場合には、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業を営む当社の収益に対しては、プラスの影響を及ぼすことが考えられます。

一方、当社サービスの必要性を低減させるような、予期せぬ法律の改正や制度の変更がなされた場合には、当社の収益構造に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長・CEOである寺下史郎は、当社グループの経営戦略の決定及び業務執行、株主総会での承認を必要とする全ての事項に大きな影響力を持っております。また、経済産業省「企業価値研究会」委員、「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員を務めるなど、当社グループの事業におけるブランド価値形成及びマーケティングにおいて重要な役割を果たしております。このため、当社グループでは同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めております。しかしながら、同氏の当社グループにおける業務遂行が困難となった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスリスクについて

当社グループは、業務遂行にあたり会社法、金融商品取引法、金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。法令その他諸規則等を遵守すべくコンプライアンス体制の強化に努めており、役職員等に対して適切な指示、指導等を行うとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守出来なかった場合には、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 金融商品取引業登録等

当社グループの連結子会社であるアイ・アール ジャパンは、金融商品取引業を営むため金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業の登録等を受けており、金融商品取引法及び同法施行令等の関連法令の適用を受けておりま

す。また、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会の定める諸規則の適用を受けております。当社グループの連結子会社の役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社グループの事業の遂行に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自己資本規制比率

当社グループの連結子会社であるアイ・アール ジャパンは第一種金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、一定程度の自己資本規制比率が求められております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額のリスク相当額の合計に対する比率をいいますが、当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が140%を下回ることのないようにしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。当該要因が発生した場合に当社グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 投資銀行業務等その他業容拡大に伴う売掛債権回収リスクについて

当社グループは、顧客のニーズの多様化に応じ投資銀行業務等の拡大のため、非上場企業や経営者、同族会社の株主を対象に、各種業務提携、資本提携、M&A、プロキシー・アドバイザー等のアドバイザー業務を積極的に拡大しております。与信管理については体制を整備し、債権保全には十分に注力しておりますが、これらの拡大に伴い、非上場企業や個人経営者等の特定の取引先において、倒産等による債務不履行が生じた場合、売掛債権の回収が不能になる恐れがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスク

世界的に流行している新型コロナウイルス感染症に関して、今後、同感染症の拡大が一層進行した場合、新規営業の遅延や既存顧客の業績不振による解約等、業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループ内における感染者や重篤者の発生等によって、事業活動の停止を余儀なくされる場合も、業績へ影響を与えることとなります。当社グループでは、これらのリスクに対応するため、在宅勤務によるテレワークの推進、オンライン商談等の励行によって、事業及び営業活動の継続に取り組んでおります。また、策定した感染症対策基本計画書のもと、感染予防や拡大防止に対して適切な管理体制の構築に努めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

区 分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	7,682	59.1	8,284	602	7.8
営業利益	3,626	152.8	4,080	454	12.5
経常利益	3,611	149.5	4,070	459	12.7
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,445	150.3	2,802	357	14.6

当社グループの当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）は、事業会社ならびにアクティビストによる我が国上場企業に対する友好的ならびに敵対的な企業再編、事業再編の動きが、水面下での提案も含めて活発化し、我が国経済界における大再編時代突入への序幕が勢いよく上がりました。当社グループは、前連結会計年度同様、高い水準でのエクイティ・コンサルティングの受託を継続し、より一層高度なソリューションにより事業基盤を深耕・拡大する中で増収増益基調を継続しておりますが、当連結会計年度後半で予定していた大型案件の一部の業務の完了が次年度へ繰り越されたことや、株主総会に向けて議決権行使助言会社がコロナ禍を理由にROE基準の適用免除を行った影響などもあり、大幅な増収には届かず、売上高は飛躍的な増加には今一步届かない状況で着地しました。一方、利益面では人件費増加を吸収し、前連結会計年度以上の売上高利益率の向上を果たし、引き続き二桁増加を維持いたしました。

こうした中、本年3月、日本を代表する上場企業においてアクティビストが開催を要請した臨時株主総会で、アクティビストの提案が一部可決されました。事態はその後ファンドによる買収提案が公になりましたが、まさに、いずれの上場会社（取締役会）においても、支配権リスクに関して、対岸の火事ではない状況が顕在化しつつあります。加えて、本年6月末の流通株式時価総額を基準とする東証市場区分の見直し、上場企業に持ち合い株式（非流通株式）の解消判断を迫っており、コーポレートガバナンス・コードの改訂も相まって、上場企業におけるエクイティ・コンサルティングに対するニーズが、新年度に入って以降も急速に高まってきております。

当社グループの100%出資子会社である株式会社アイ・アール ジャパン（第一種金融商品取引業者）ならびに本年2月に新設した株式会社JOIB（Japan Originated Investment Bank, Inc.）は、唯一無二の完全独立系の金融コンサルティング会社として、迫る資本リスクへの感度の高い多種多様なお客様に徹頭徹尾寄り添いながら、高度な分析・ソリューションをご提供し、かつ実際の企業・事業再編（ディフェンス・オフense）のエグゼクティブを一貫して請け負うことのできる機動性の高いインベストメント・バンクとして、高度な専門人材を多数擁しながらエクイティ・コンサルティング契約を引き続き高水準で受託しております。加えて、前連結会計年度から当連結会計年度に引き続き委任状争奪戦、敵対的TOB、MBO等の企業支配権争奪、アクティビスト対応等の、PA業務^{*1}とFA業務^{*2}の大型プロジェクトに於いても圧倒的な実績を有しております。今後も、「Power of Equity[®]」^{*3}（株式議決権の力）」を自社の最大の武器とし、クロスボーダーなキャピタルマーケットの信頼を高めるファクトオリエンテッドな実践的ソリューションの提供を通じて、大再編時代の大型プロジェクトの受託を拡大させてまいります。

*1 PA業務；プロキシ・アドバイザー業務；委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

*2 FA業務；フィナンシャル・アドバイザー業務；アクティビスト対応、敵対的TOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

*3 Power of Equity[®]；「Power of Equity」は、当社子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です（登録第6196294号）。

当連結会計年度の売上高は、前年同期に比べ7.8%増加の8,284百万円、営業利益は同12.5%増加の4,080百万円、経常利益は同12.7%増加の4,070百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同14.6%増加の2,802百万円となり、6期連続の増収増益となり、いずれも過去最高を達成いたしました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	売上高 (百万円)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	6,974	72.1	7,614	91.9	9.2
ディスクロージャー コンサルティング	522	8.7	475	5.7	8.9
データベース・その他	185	8.7	194	2.4	4.9
合計	7,682	59.1	8,284	100.0	7.8

IR・SRコンサルティング

SRアドバイザー（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等）、プロキシー・アドバイザー（PA：委任状争奪における全ての戦略立案と実行、臨時株主総会の招集と対応、委任状回収・集計等）、フィナンシャル・アドバイザー（FA：敵対的TOB対応、自社株TOB、TOB応諾シミュレーション、プレースメント・エージェント（第三者割当増資）、M&A及びMBOの全ての戦略立案・エグゼキューション等）、証券代行事業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ9.2%増加の7,614百万円と過去最高となりました。

(a) 大型プロジェクト（50百万円以上）の契約件数および売上金額（実績）の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2021年3月期	13	1,694	12	1,751	25	3,446
2020年3月期	7	702	16	2,537	23	3,239
増減	6	993	4	785	2	207

(b) 大型プロジェクト（50百万円以上）の種類、および売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	前連結会計年度 (2020年3月期)	当連結会計年度 (2021年3月期)	増減
支配権争奪PA・FA	910	1,302	392
アクティビスト対応PA・FA	1,514	1,543	29
MBO等企业側FA	705	485	220
大型SR・PA	110	114	4
計	3,239	3,446	207

大型プロジェクト（50百万円以上）の通期受託合計は、3,446百万円（前年比6.4%増）を計上しました。下期に契約した一部の支配権争奪に関連する複数の大型プロジェクト（合計約1,100百万円）の業務完了が、4月以降へと延期したため、下期の受託額が昨年度下期受託額から785百万円減少いたしました。これらの延期したプロジェクトの業務は順調に進捗しており、翌期第1四半期以降に計上予定です。大再編時代圧倒的な実績を有する当社グループの支配権争奪ならびにアクティビスト対応に関連するPA・FAの要請は極めて高く、とりわけオフェンス側での受託が急速に増加することが見込まれます。さらに、企業再編・事業再編の最終局面である企業側FAエグゼキューション業務においても、新設した株式会社JOIBが第1四半期内で専門人員・組織体制が整うことで、大型プロジェクト受託増加に弾みがかかることを期待しています。

通常プロジェクト（50百万円未満）の通期受託合計は、4,838百万円（前期比8.9%増）を計上しました。SRアドバイザー業務はコロナ禍による議決権判断基準の緩和により、一時的には低調な状況となりましたが、最近のアクティビストが勝利した臨時株主総会ならびにPEファンドによる買収提案等の動きもあり、緊張感がここにきて急速に高まり、受託増加に向けた動きが出てまいりました。とりわけ、従来の株主判明調査を機軸としたSRアドバイ

ザリー業務から、企業・事業再編（オフェンス・ディフェンス）、資本政策、B/Sマネジメント、株主還元等に及ぶ当社グループならではの高度なエクイティ・コンサルティング業務への要請が大幅に増加しており、従来以上に密度の濃いお客様との関係が着実に構築されております。さらに、東証の上場区分の見直しに関連したコンサルティング業務の受託も大幅に増加しております。本年6月に金融庁はコーポレートガバナンス・コードを改訂し、東証一部からプライム市場へと移行を目指す企業にとっては、新たな行動基準が義務づけられる予定です。ガバナンス設計、株主総会、機関投資家との対話、ESG開示、ダイバーシティ等新たな行動基準の対応に向け多様なコンサルティング需要は、本年6月末の東証上場区分再編の時価総額基準日を視野に入れ今後急速に高まっていくものと想定しております。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は2021年3月31日時点で72社、管理株主数は390,152名となりました（前年同期の受託決定済み企業は75社、管理株主数は359,285名）。従来の証券代行機関とは一線を画し、アクティブスト・敵対的TOBからの企業防衛の観点での戦略的な営業展開を継続して進めています。

ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）及びリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）及びリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、ESG開示に関するコンサルティングサービスの受託が増加しておりますが、統合報告書等の企画制作案件においては、単独プロジェクトの受託からSRコンサルティング受託の一部としての案件を優先させたため、単独プロジェクトを主とする売上高は前年同期に比べ8.9%減少の475百万円となりました。

データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ4.9%増加の194百万円となりました。

(2)生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

生産実績

当社グループは、生産活動は行っていないため該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

サービス	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
IR・SRコンサルティング	8,366	10.4	2,036	58.5
ディスクロージャーコンサルティング	396	42.8	247	24.3
データベース・その他	186	23.3	103	6.8
合計	8,949	5.1	2,387	38.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

サービス	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
IR・SRコンサルティング	7,614	9.2
ディスクロージャーコンサルティング	475	8.9
データベース・その他	194	4.9
合計	8,284	7.8

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ697百万円増加し、8,410百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加610百万円、その他（無形固定資産）の増加116百万円、繰延税金資産の減少36百万円等によるものであります。

負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ737百万円減少し、1,763百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少341百万円、前受金の減少156百万円、その他（流動負債）の減少174百万円等によるものであります。

純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,434百万円増加し、6,647百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加2,802百万円、配当による利益剰余金の減少1,420百万円等によるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ610百万円増加し、5,388百万円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は2,398百万円（前年同期は3,512百万円の獲得）となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益4,060百万円、減価償却費231百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額1,542百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は366百万円（前年同期は197百万円の使用）となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出29百万円、無形固定資産の取得による支出290百万円、投資有価証券の取得による支出30百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,419百万円（前年同期は1,264百万円の使用）となりました。

支出の内訳は、配当金の支払額1,419百万円によるものであります。

資金需要及び流動性の確保

当社グループの資金需要は、営業活動については、事業活動に必要な運転資金（主に人件費）が主な内容であります。投資活動については、事業拡大及び業務効率向上のためのシステム開発投資等の固定資産の取得及び投資有価証券の取得が主な内容であります。財務活動については、上記活動で獲得した資金を必要な内部留保を確保した上で、業績に応じた利益還元を行っております。なお、アイ・アール ジャパンの自己資本規制比率を維持するために、一定水準の現預金を確保しております。さらに、必要に応じて金融機関との当座貸越契約に基づき運転資金を確保しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成してお

ります。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、当社グループは、現時点において新型コロナウイルス感染症は重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は320百万円であり、主なものは株主データベースに関するシステム構築153百万円、新基幹システム導入プロジェクト86百万円であります。

なお、当社グループは「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 附属設備	工具、器具 及び備品	無形固定資産 (ソフトウェア)	合計	
丸の内オフィス (東京都千代田区)	事務所	73,823	40,036	429	114,289	7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 附属設備	工具、器具 及び備品	無形固定資産 (ソフトウェア)	合計	
アイ・アール ジャパン 本社 (東京都千代田区)	事務所	123,697	49,064	430,035	602,797	182

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	17,838,310	17,838,310	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株となっております。
計	17,838,310	17,838,310	-	-

(注) 提出日現在において、発行済株式のうち、55,200株は、現物出資(金銭報酬債権 119,740,700円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月9日 (注)1	6,700	9,298,655	12,495	818,292	12,495	807,094
2018年9月1日 (注)2	9,298,655	18,597,310	-	818,292	-	807,094
2018年11月30日 (注)3	772,000	17,825,310	-	818,292	-	807,094
2019年7月12日 (注)4	8,500	17,833,810	11,708	830,000	11,708	818,802
2020年7月13日 (注)5	4,500	17,838,310	25,672	855,673	25,672	844,475

- (注)1. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 3,730円
資本組入額 1,865円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計5名
2. 株式分割(1:2)によるものであります。
3. 自己株式の消却による減少であります。
4. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 2,755円
資本組入額 1,378円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計8名
5. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 11,410円
資本組入額 5,705円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計8名

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	26	34	47	199	2	3,303	3,611	-
所有株式数 (単元)	-	22,997	2,474	2,411	37,024	35	113,354	178,295	8,810
所有株式数 の割合(%)	-	12.89	1.38	1.35	20.76	0.01	63.57	100.00	-

(注) 自己株式76,083株は、「個人その他」に760単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺下 史郎	東京都世田谷区	9,054,800	50.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	903,000	5.08
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	713,340	4.01
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	500,000	2.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	359,544	2.02
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3333 WARRENVILLE RD STE 500 LISLE ILLINOIS 60532 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	226,500	1.27
45アイズ株式会社	東京都文京区後楽1丁目4-14	200,100	1.12
BBH FOR FINANCIAL INV TRUST GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1290 N BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203	194,900	1.09
CEPLUX THREADNEEDLE (LUX) (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	31 ZA BOURMICH L-8070 BERTRANGE LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	175,000	0.98
寺山 樹生	東京都港区	138,200	0.77
計	-	12,465,384	70.17

(注) 上記のほか当社所有の自己株式76,083株(0.42%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 76,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,753,500	177,535	-
単元未満株式	普通株式 8,810	-	-
発行済株式総数	17,838,310	-	-
総株主の議決権	-	177,535	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・アール ジャパンホールディング ス	東京都千代田区霞が関三丁目2番 5号	76,000	-	76,000	0.42
計	-	76,000	-	76,000	0.42

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	76,083	-	76,083	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

当期の売上高及び利益が増収増益であったことを受け、当期の期末配当は1株につき50円といたします。この結果、中間配当金1株につき35円と合計した当期の年間配当金は1株につき85円となります。

また、内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化及び将来の成長分野への投資に充たしたいと存じます。

次期の配当は中間配当として1株につき45円（前期比10円増配）、期末配当として1株につき68円（前期比18円増配）の年間113円（28円増配）を現時点で予定しております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年10月30日 取締役会	621,677	35.00
2021年6月10日 定時株主総会	888,111	50.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「信頼・誇り・夢」を社是とし、「お客様（株式公開企業）、投資家、市場関係者）」の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献すること」を企業使命としております。

この実現のため、当社では株主、従業員、取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会、会計監査人を設置するとともに、グループ会社の活動方針を決定するグループ統括戦略会議、グループ内部監査室を設置しております。そして、取締役については、独立性の高い社外取締役を積極的に登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役相互の牽制機能を強化するため、社外取締役の存在を重視しております。

なお、取締役会は原則として毎月1回以上開催するものとしております。2021年3月期につきましては15回開催しており、社外取締役の出席率は97%でした。

(b) 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されます。監査等委員会は内部統制システムを利用して、取締役の職務の執行、その他グループ経営に関わる全般的な職務の執行状況について、監査を実施しております。

(c) 指名・報酬諮問委員会

当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について指名・報酬諮問委員会に諮問することで、公正性及び客観性を確保しております。

(d) グループ統括戦略会議

当社は、社内取締役を参加者とするグループ統括戦略会議を必要に応じて開催しております。グループ統括戦略会議においては、必要に応じて当社従業員、グループ会社の役職員や外部の有識者を招集し、グループ全体の戦略等が幅広く議論されております。

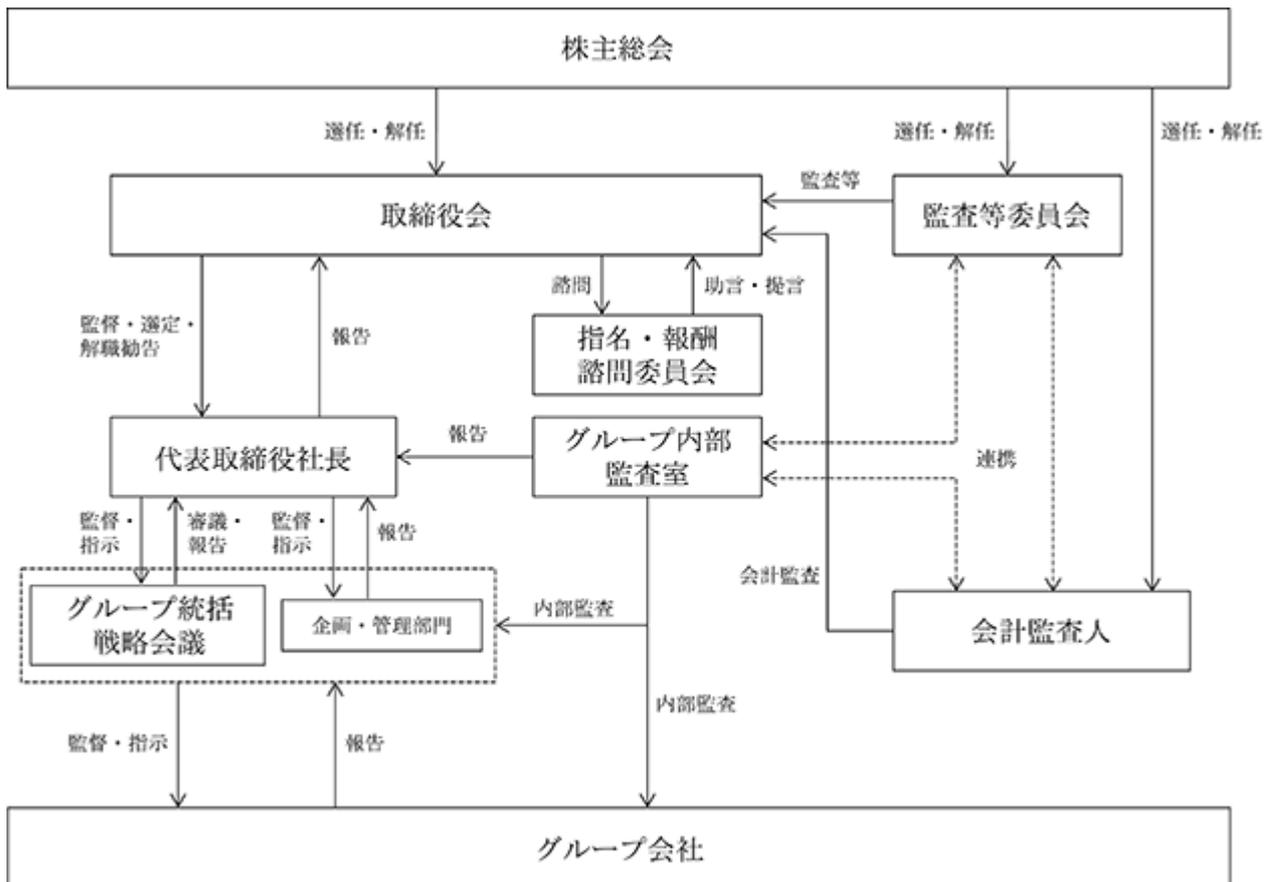
(e) グループ内部監査室

当社では代表取締役社長直轄のグループ内部監査室を設け、グループ内部監査は専任のグループ内部監査人2名により実施しております。グループ内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、当社及びグループ会社を原則として年1回監査することとしております。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告されると共に、当社及びグループ会社に監査結果及び改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する改善方針案を監査責任者である代表取締役社長宛に提出させることとしております。

(f) 会計監査人

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

当社の企業統治体制図



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定し、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備・運用しております。

当社の内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1．当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
- 2．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、原則として月1回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
- 3．各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
- 4．当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
- 5．当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めると共に、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存及び管理することとしております。

(1) 株主総会議事録

- (2)取締役会議事録
- (3)経営会議議事録
- (4)稟議書
- (5)契約書
- (6)会計帳簿、計算書類
- (7)事業報告
- (8)税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

[3]損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識及び把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。
 - (1)信用リスク
 - (2)内部統制リスク
 - (3)法令違反リスク
 - (4)情報漏洩リスク
 - (5)災害等のリスク
 - (6)その他事業継続に関するリスク
- 2．当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害及びリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

[4]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1．取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。
- 2．当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- 3．当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において執行の方法及び責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。
- 4．取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

[5]使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1．当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。
- 2．当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。
- 3．当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。
- 4．当社は、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

[6]当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続及び管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。
- 2．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識及び把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

- イ．信用リスク
- ロ．内部統制リスク
- ハ．法令違反リスク
- ニ．情報漏洩リスク
- ホ．災害等のリスク
- ヘ．その他事業継続に関するリスク

(2)子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害及びリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

3．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

(2)子会社は、原則として取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

(3)子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において執行の手続及び責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

(4)子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対しても報告をしております。

4．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。

(2)子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実及び当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対して報告を行うこととしております。

(3)子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。

(4)子会社は、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

[7]監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。

2．当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

[8]取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コン

プライアンス違反に対処するとともに、必要に応じて注意喚起や再発防止策等の対応を取ることとしております。

- 2．当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項及び時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- 3．監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。
- 4．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応することとしております。
- 5．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止しております。

[9]監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- 2．当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。

[10]反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

2．社内規程等の整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

3．社内体制の整備状況

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務部に複数の不当要求防止責任者を設置するとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

(2)外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集及び管理の状況

当社は、経理総務部において、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

(b) リスク管理体制の整備状況

取締役会及びグループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有及び周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨、また取締役のうち、監査等委員である取締役は3名とする旨を定款に定めております。

(d) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件につき、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(e) 取締役の責任免除

当社は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(f) 責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の執行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(g) 補償契約

取締役寺下史郎氏、栗尾拓滋氏、皆川裕氏、大西一史氏、家森信善氏及び能見公一氏は当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(h) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社役員（会社法上の取締役、重要な使用人をいい既に退任している者も含みます。以下、本項において同じです。）、当社子会社役員であり、当社役員分の保険料については、当社が負担しております。もっとも、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(i) 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

(j) 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的とするものであります。

(k) 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 ・CEO	寺下 史郎	1959年1月5日	1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ(現ジー・アイ・アール・コーポレーション株式会社)入社 1997年10月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)入社 2001年1月 同社執行役員 2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員(現任) 2006年6月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)取締役専務執行役員 2007年4月 同社取締役副社長 2007年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス(現株式会社アイ・アール ジャパン)代表取締役社長 2007年12月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)代表取締役社長 2008年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO(現任) 2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員 2015年2月 当社代表取締役社長・CEO(現任) 2017年12月 経済産業省「CGS研究会(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)」委員(現任) 2021年2月 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO(現任)	(注)2	9,054,800
代表取締役 副社長・COO	栗尾 拓滋	1966年6月17日	1990年4月 野村證券株式会社入社 2010年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 2012年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター 2013年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 マネージング・ディレクター 2013年6月 同社代表取締役副社長・COO(現任) 2013年11月 同社投資銀行本部長 2015年2月 当社代表取締役副社長・COO(現任) 2017年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長 2017年1月 株式会社アイ・アール ジャパン業務推進本部、管理本部 管掌 2017年7月 同社業務本部 管掌 2019年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌・本部長 2020年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌(現任)	(注)2	16,100
取締役	皆川 裕	1973年3月23日	2001年1月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)入社 2011年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長 2014年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長 2016年5月 当社財務ユニット長 2016年5月 株式会社アイ・アール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長 2017年1月 同社業務推進本部 本部長 2017年7月 同社業務本部 本部長 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 当社経営統括本部 管掌・本部長(現任) 2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役(現任) 2018年6月 同社業務本部 管掌・本部長 2019年6月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部 管掌 2020年1月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌(現任) 2021年2月 株式会社JOIB取締役(現任)	(注)2	100,600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大西 一史	1948年8月16日	1972年4月 1992年4月 1998年1月 2002年6月 2004年6月 2015年6月 2017年6月 2018年6月 2021年2月	株式会社電通入社 同社ラジオ局ラジオ2部長 同社総務局文書部長 同社総務局長 株式会社電通ファシリティマネジメント(現株式会社電通ワークス)代表取締役社長 株式会社アイ・アール ジャパン社外取締役(監査等委員) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社アイ・アール ジャパン取締役(監査等委員)(現任) 株式会社JOIB取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	2,000
取締役 (監査等委員)	家森 信善	1963年8月13日	2004年2月 2010年9月 2011年1月 2012年6月 2014年4月 2014年4月 2015年2月 2015年6月 2016年4月 2016年4月 2018年6月 2019年4月 2021年4月	名古屋大学(現国立大学法人名古屋大学)大学院経済学研究科教授 金融庁「金融機能強化審査会」委員 金融庁「金融審議会」委員 株式会社アイ・アール ジャパン社外監査役 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授(現任) 当社社外監査役 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 国立大学法人神戸大学経済経営研究所副所長 金融庁参与 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役(現任) 財務省「財政制度等審議会」専門委員(現任) 国立大学法人神戸大学経済経営研究所所長(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	能見 公一	1945年10月24日	1964年4月 1999年6月 2002年6月 2004年6月 2006年6月 2007年2月 2008年7月 2008年7月 2009年7月 2009年10月 2012年6月 2015年7月 2016年3月 2016年6月 2017年1月 2017年6月 2021年6月	農林中央金庫入庫 同庫常務理事 同庫専務理事 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 同行代表取締役会長兼CEO 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 年金積立金管理運用独立行政法人運用委員会委員 株式会社産業革新機構(現株式会社産業革新投資機構)代表取締役CEO フィデアホールディングス株式会社社外取締役 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社)社外取締役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問(現任) 西本Wisnet tacホールディングス株式会社社外取締役(現任) コニカミノルタ株式会社社外取締役 金融庁参与 スパークス・グループ株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計						9,274,500

- (注) 1. 取締役大西一史、家森信善及び能見公一は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2021年6月10日から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2021年6月10日から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 家森 信善
委員 大西 一史
委員 能見 公一

社外役員の状況

当社は、社外役員による経営の牽制機能を強化し、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、社外取締役3名を選任しております。なお、当社グループは、独立性判断基準を定めており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれのない独立性の高い社外役員を以下のとおり選任しております。

社外取締役の大西一史は、大手広告代理店子会社における経営者としての豊富な実績と経験を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視・監督を行うと共に、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言を行うために選任しております。また、大西一史は当社の株式2,000株を所有しておりますが、当社と大西一史との間にそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。

社外取締役の家森信善は、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。また、当社と家森信善との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。

社外取締役の能見公一は、金融業の経営や投資活動を通じた企業の事業育成および支援の他、様々な企業での社外役員としての豊富な実績と経験に基づいた重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するために選任しております。

以上のとおり、大西一史、家森信善及び能見公一の各社外取締役を、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのない独立性の高い東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任しております。

なお、当社が定める社外取締役の独立性判断基準は、以下のとおりです。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と総称する。）に勤務経験を有する者

当社の主要な株主又は主要な株主が法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（ 1 ）

当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者

当社グループの主要な取引先の業務執行者（ 2 ）

当社グループの主要な借入先の業務執行者（ 3 ）

当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者

当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（ 4 ）

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（ 5 ）

当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者

過去5年間に上記 から のいずれかに該当していた者

上記 から に該当する者の近親者等

- 1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- 2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう。
- 3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう。
- 4：多額の金銭その他の財産とは、直近連結会計年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。
- 5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は監査等委員を務め、内部監査部門からの報告を定期的に受けており、また、会計監査人との情報交換等の協力関係により正確な状況把握に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

(監査等委員会の組織、人員、手続き、開催頻度、個々の監査等委員の出席状況)

当社は、監査等委員会設置会社であり、常勤の社外取締役 1 名と社外取締役 2 名で構成されております。また、監査等委員の監査機能強化をさらに図るため、業務執行から独立した専任の使用人 1 名が監査等委員の業務を補助しております。

監査等委員及び監査等委員会は、年度監査計画を策定し、監査等委員会監査基準、監査等委員会規程に則り監査を実施しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を原則毎月 1 回開催しており、年間16回開催しております。個々の監査委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
大西 一史	社外取締役（常勤）	16回	16回
家森 信善	社外取締役	16回	16回
安永 崇伸	社外取締役	16回	14回

(監査等委員会の主な検討事項)

監査等委員会は、年間を通じて次のような案件に関して決議、審議、報告をしております。

主な決議事項：監査計画、会計監査人の評価及び再任、会計監査人の報酬の同意、指名・報酬諮問委員会において審議を経た取締役選任議案の同意、監査報告書提出等

主な審議・報告：取締役会議案の事前確認、グループ統括経営会議の状況、会計監査人からの報告内容等

(監査等委員会の活動状況)

取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。その他、主に常勤の監査等委員がグループ統括経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べています。また、内部監査を実施するグループ内部監査室と随時情報交換を実施し、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおり、会計監査人である P w C あらた有限責任監査法人とも定期的に意見交換を実施し、異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社グループの業務の適正性確保に努めております。なお、これらの監査につきましては、監査等委員会より取締役会に報告され、改善すべき課題等が発見された場合には、迅速に改善する体制を確立しております。

内部監査の状況

内部監査を実施するグループ内部監査室は、監査等委員及び監査等委員会と随時情報交換を実施し、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、グループ内部監査室は、会計監査人である P w C あらた有限責任監査法人とも定期的に意見交換を実施し、異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社グループの業務の適正性確保に努めております。なお、これらの監査につきましては、グループ内部監査室より代表取締役社長に報告されるとともに、内部統制を管掌する経理総務部長に随時報告されており、改善すべき課題等が発見された場合には、迅速に改善する体制を確立しております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

11年間

(c) 業務を執行した公認会計士

矢野 貴詳

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他10名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会において、PwCあらた有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、PwCあらた有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	4,070	-	4,800	-
連結子会社	17,930	-	18,700	-
計	22,000	-	23,500	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	1,800	-	1,800
連結子会社	-	3,087	-	2,608
計	-	4,887	-	4,408

(注) 当社及び連結子会社における非監査報酬の内容は、税務関連業務等であります。

(c) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査計画並びにそれに基づく見積監査日数をもとに、協議の上決定することとしております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役が受ける報酬等の方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されております。基本報酬である月額報酬については、役職ごとの役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価としてその職位、職責等に応じたものとしつつ当社グループ全体の業績貢献を重視する観点から前連結会計年度の業績貢献を勘案した上で柔軟に決定することとしております。

業績連動報酬である賞与については、当社グループにおける持続的な成長を測る上での重要なメルクマールの一つである前連結会計年度の連結営業利益の増加率等に基づき、過去の支給実績や貢献度などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえて決定することとしております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、連結会計年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定することとしております。

なお、報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針につきましては、具体的な比率は定められないものの、中長期的に業績連動報酬や株式報酬の比率を高めていくことを基本方針とし、前連結会計年度の業績貢献に応じた柔軟な報酬体系としております。また報酬等の支給時期または条件の決定に関する方針につきましては、2月～3月に開催される指名・報酬諮問委員会および取締役会において、来期の月額報酬および譲渡制限付株式報酬の額および条件を決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(b) 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬である月額の固定金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。また、監査等委員の協議によって決定しております。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円（うち社外取締役分は40百万円）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会が個人別の役員報酬等の額等を決定するに際しては、株主総会において決議された限度額の範囲内で、かつ報酬額の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が独立性が担保された指名・報酬諮問委員会に諮問し、その十分な審議を経たうえで決定することとしております。

< 指名・報酬諮問委員会の役割・活動内容 >

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、当社及び当社主要子会社の取締役の選改任に関する基本方針の制定、変更及び廃止に関する審議や、当社及び当社主要子会社の取締役及び重要な使用人の報酬に関する決定方針の策定を含む報酬制度の構築に関する審議を行うほか、当社及び当社主要子会社取締役の選解任に関する事項や個人別の報酬等に係る方針を含む個人別の報酬等内容等についてもその妥当性について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行っております。

なお、当事業年度の当社及び当社主要子会社の取締役の役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

- ・2020年3月11日：取締役会からの諮問を受けての取締役報酬基準等の改定について（2020年度の報酬額の検討と承認）

< 取締役会の役割・活動内容 >

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行の監督を行う機関として当社及び当社主要子会社の取締役及び重要な使用人の報酬に関する決定方針や報酬制度に対して監視監督を行うほか、決議の前提となる事実認識の過程や事実認識に基づく意思決定の推論過程・内容等の合理性等を踏まえながら審議、決定しております。

- ・2020年3月16日：指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえた取締役報酬改定の件

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	50,575	46,200	4,375	-	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-
社外取締役（監査等委員）	17,400	17,400	-	-	3
合計	67,975	63,600	4,375	-	6

(注)非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等」のとおりであります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(千円)		
				基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬
寺下 史郎	153,121	取締役	提出会社	28,800	1,824	-
			連結子会社	115,200	7,297	-

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等」のとおりであります。

(注) 2. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。なお、連結子会社(アイ・アールジャパン)を含めたグループ全体の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員数は以下のとおりとなっております。

役員区分	会社区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員員数 (名)
			基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	提出会社	50,575	46,200	4,375	-	3
	連結子会社	399,611	357,720	41,891	-	8
	計	450,187	403,920	46,267	-	11
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	提出会社	-	-	-	-	-
	連結子会社	8,640	8,640	-	-	1
	計	8,640	8,640	-	-	1
社外取締役(監査等委員)	提出会社	17,400	17,400	-	-	3
	連結子会社	13,404	13,404	-	-	2
	計	30,804	30,804	-	-	5
合計	提出会社	67,975	63,600	4,375	-	6
	連結子会社	421,655	379,764	41,891	-	11
	計	489,631	443,364	46,267	-	17

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等」のとおりであります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを主たる目的とするか否かにより区分しております。純投資目的以外の目的である投資株式を保有するにあたっては、当社事業において業績向上に著しく貢献することが見込まれるか否かを基準としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、原則として純投資目的以外の目的である投資株式を保有しません。上記の基準に基づき当社が純投資目的以外の目的である投資株式を保有した場合は、保有目的の適否や、保有に伴う便益やリスクについて資本コストを勘案しつつ定期的に取り締り会において検証し、結果を開示いたします。売却に当たっては、一定の保有期限を設定し、当社事業における取引状況を勘案しつつ売却するものといたします。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	77,149	1	61,009
非上場株式以外の株式	1	100,000	1	100,000

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	13,859
非上場株式以外の株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また当該基準機構及びその他の会計に関する専門機関が実施する研修にも参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,812,059	5,423,053
受取手形及び売掛金	1,222,038	1,207,215
仕掛品	59,171	44,479
前払費用	97,413	136,042
その他	12,976	13,981
貸倒引当金	2,086	-
流動資産合計	6,201,573	6,824,773
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	294,620	303,041
減価償却累計額	84,897	105,521
建物附属設備(純額)	209,722	197,520
車両運搬具	20,434	20,434
減価償却累計額	4,366	7,779
車両運搬具(純額)	16,067	12,655
工具、器具及び備品	306,785	329,554
減価償却累計額	214,305	240,453
工具、器具及び備品(純額)	92,479	89,101
有形固定資産合計	318,269	299,276
無形固定資産		
ソフトウェア	423,542	430,465
その他	11,760	128,476
無形固定資産合計	435,302	558,942
投資その他の資産		
投資有価証券	175,504	183,707
敷金及び保証金	273,979	282,869
長期売掛金	110,160	99,360
繰延税金資産	260,270	223,786
その他	8,700	8,700
貸倒引当金	71,280	71,280
投資その他の資産合計	757,334	727,143
固定資産合計	1,510,906	1,585,362
資産合計	7,712,480	8,410,136

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	64,962	72,979
短期借入金	200,000	200,000
未払金	107,559	145,058
未払費用	53,749	36,827
未払法人税等	1,179,839	838,732
前受金	261,274	105,128
預り金	157,956	57,233
賞与引当金	100,548	106,503
その他	315,146	140,996
流動負債合計	2,441,036	1,703,460
固定負債		
長期未払金	50,710	50,710
退職給付に係る負債	8,526	8,952
固定負債合計	59,237	59,663
負債合計	2,500,274	1,763,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	830,001	855,673
資本剰余金	518,109	543,781
利益剰余金	4,274,346	5,656,377
自己株式	410,004	410,004
株主資本合計	5,212,452	6,645,828
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	246	1,184
その他の包括利益累計額合計	246	1,184
純資産合計	5,212,205	6,647,012
負債純資産合計	7,712,480	8,410,136

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	7,682,321	8,284,571
売上原価	1,284,014	1,234,899
売上総利益	6,398,307	7,049,671
販売費及び一般管理費	1 2,772,158	1 2,969,074
営業利益	3,626,148	4,080,597
営業外収益		
受取利息	14	14
受取配当金	197	210
為替差益	51	-
未払配当金除斥益	371	161
違約金収入	-	4,125
保険配当金	666	734
雑収入	90	674
営業外収益合計	1,390	5,920
営業外費用		
支払利息	1,230	1,219
為替差損	-	786
創立費償却	979	-
投資事業組合運用損	5,984	13,583
自己株式取得費用	7,629	-
その他	42	97
営業外費用合計	15,867	15,686
経常利益	3,611,672	4,070,831
特別損失		
投資有価証券評価損	409	10,000
特別損失合計	409	10,000
税金等調整前当期純利益	3,611,262	4,060,830
法人税、住民税及び事業税	1,279,630	1,222,171
法人税等調整額	113,843	35,852
法人税等合計	1,165,786	1,258,023
当期純利益	2,445,476	2,802,807
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,445,476	2,802,807

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	2,445,476	2,802,807
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	572	1,430
その他の包括利益合計	1,572	1,430
包括利益	2,444,904	2,804,237
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,444,904	2,804,237
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	818,292	506,400	2,683,909	691	4,007,911
当期変動額					
新株の発行	11,708	11,708			23,417
剰余金の配当			855,039		855,039
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,445,476		2,445,476
自己株式の取得				409,312	409,312
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	11,708	11,708	1,590,436	409,312	1,204,541
当期末残高	830,001	518,109	4,274,346	410,004	5,212,452

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	325	325	4,008,236
当期変動額			
新株の発行			23,417
剰余金の配当			855,039
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,445,476
自己株式の取得			409,312
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	572	572	572
当期変動額合計	572	572	1,203,969
当期末残高	246	246	5,212,205

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	830,001	518,109	4,274,346	410,004	5,212,452
当期変動額					
新株の発行	25,672	25,672			51,344
剰余金の配当			1,420,775		1,420,775
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,802,807		2,802,807
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	25,672	25,672	1,382,031	-	1,433,376
当期末残高	855,673	543,781	5,656,377	410,004	6,645,828

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	246	246	5,212,205
当期変動額			
新株の発行			51,344
剰余金の配当			1,420,775
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,802,807
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,430	1,430	1,430
当期変動額合計	1,430	1,430	1,434,806
当期末残高	1,184	1,184	6,647,012

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,611,262	4,060,830
減価償却費	224,539	231,979
株式報酬費用	24,157	46,267
投資有価証券評価損益(は益)	409	10,000
投資事業組合運用損益(は益)	5,984	13,583
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,360	2,086
賞与引当金の増減額(は減少)	4,650	5,954
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7,500	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	820	425
為替差損益(は益)	55	765
受取利息	14	14
受取配当金	197	210
支払利息	1,230	1,219
売上債権の増減額(は増加)	500,977	25,623
仕入債務の増減額(は減少)	41,230	8,017
前受金の増減額(は減少)	229,118	156,146
未払金の増減額(は減少)	29,715	21,698
その他	345,627	325,825
小計	4,007,752	3,942,081
利息及び配当金の受取額	211	227
利息の支払額	1,199	1,219
法人税等の支払額	494,272	1,542,777
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,512,491	2,398,311
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,447	29,157
無形固定資産の取得による支出	181,904	290,933
敷金及び保証金の差入による支出	-	16,540
投資有価証券の取得による支出	-	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	197,351	366,630
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	855,246	1,419,921
自己株式の取得による支出	409,312	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,264,559	1,419,921
現金及び現金同等物に係る換算差額	55	765
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,050,524	610,994
現金及び現金同等物の期首残高	2,726,534	4,777,059
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,777,059	1 5,388,053

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社アイ・アール ジャパン
株式会社JOIB

当連結会計年度において、株式会社JOIBを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への投資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 7年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職金規程に基づく自己都合退職金の期末要支給額を計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金	71,280

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

売上債権の入金管理や回収予定表を用いた債権の年齢管理等により、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を算定して、貸倒引当金を計上しております。

主要な仮定

特定の売上債権99,360千円に係る回収可能性の判断において、債務者の財政状態や差入担保の評価、契約等に基づく返済スケジュールに従った回収実績、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して、債権の回収可能性を評価しております。また、債権が非上場企業や個人等に対するものである場合には、上場企業に比べて入手可能な情報に制限があるため、その債権の回収可能性の評価にあたっては重要な見積りが必要となります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積りにおいて用いた経済環境等の仮定の不確実性は高いため、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	183,707

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については、原価法を採用しております。時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には相当の減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価のない有価証券については、実質価額が取得価額と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。また、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

主要な仮定

投資有価証券の評価にあたっては、時価のある有価証券については、市場において公表される直近の取引価格が十分な数量及び頻度の取引による期末日現在の公正な評価額を反映していない、また、時価のない有価証券及び投資事業組合への出資については、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれていません。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

予測不能な前提条件の変化等により、翌連結会計年度の連結財務諸表において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極額の総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引額	300,000千円	300,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	344,964千円	443,364千円
給料及び手当	609,460 "	740,655 "
賞与引当金繰入額	68,618 "	77,987 "
役員賞与引当金繰入額	7,500 "	- "
退職給付費用	13,796 "	21,832 "
貸倒引当金繰入額	234 "	1,844 "
地代家賃	259,920 "	257,689 "
減価償却費	150,615 "	172,912 "

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	824千円	2,062千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	824千円	2,062千円
税効果額	252 "	631 "
その他有価証券評価差額金	572千円	1,430千円
その他の包括利益合計	572千円	1,430千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,825,310	8,500	-	17,833,810

(変動事由の概要)

特定譲渡制限付株式発行による増加 8,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	817	75,266	-	76,083

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 66株

市場買付による増加 75,200株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	409,963	23.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	445,076	25.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	799,097	45.00	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,833,810	4,500	-	17,838,310

(変動事由の概要)

特定譲渡制限付株式発行による増加 4,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,083	-	-	76,083

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	799,097	45.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	621,677	35.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月10日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	888,111	50.00	2021年3月31日	2021年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	4,812,059千円	5,423,053千円
預入期間3か月超の定期預金	35,000 "	35,000 "
現金及び現金同等物	4,777,059千円	5,388,053千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達してまいります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式及び出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外注等に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金を用途としております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,812,059	4,812,059	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,222,038		
貸倒引当金(1)	2,086		
	1,219,952	1,219,952	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	104,404	104,404	-
(4) 敷金及び保証金	273,979	274,373	394
(5) 長期売掛金	110,160		
貸倒引当金(2)	71,280		
	38,880	38,880	-
資産計	6,449,275	6,449,669	394
(1) 買掛金	64,962	64,962	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	107,559	107,559	-
(4) 未払法人税等	1,179,839	1,179,839	-
負債計	1,552,360	1,552,360	-

(1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照ください。

(4) 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(5) 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,423,053	5,423,053	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,207,215	1,207,215	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	106,466	106,466	-
(4) 敷金及び保証金	282,869	283,224	355
(5) 長期売掛金	99,360		
貸倒引当金()	71,280		
	28,080	28,080	-
資産計	7,047,685	7,048,041	355
(1) 買掛金	72,979	72,979	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	145,058	145,058	-
(4) 未払法人税等	838,732	838,732	-
負債計	1,256,770	1,256,770	-

() 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照ください。

(4) 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(5) 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	10,091	90
投資事業組合への出資	61,009	77,149

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,812,059	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,222,038	-	-	-
敷金及び保証金	-	273,979	-	-
長期売掛金	10,000	40,000	50,000	10,160
合計	6,044,098	313,979	50,000	10,160

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,423,053	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,207,215	-	-	-
敷金及び保証金	-	282,869	-	-
長期売掛金	10,000	40,000	49,360	-
合計	6,640,269	322,869	49,360	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	104,404	104,760	355
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	104,404	104,760	355
合計		104,404	104,760	355

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額71,100千円)については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,466	4,760	1,706
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,466	4,760	1,706
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	100,000	100,000	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	100,000	100,000	-
合計		106,466	104,760	1,706

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額77,240千円)については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	30,792千円	32,616千円
差入保証金償却	31,839 "	33,977 "
貸倒引当金	22,468 "	21,829 "
未払事業税	55,183 "	46,325 "
長期未払金	15,530 "	15,530 "
前受金	72,739 "	29,268 "
その他	31,716 "	44,762 "
繰延税金資産小計	260,270千円	224,309千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	260,270千円	224,309千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 千円	522千円
繰延税金負債小計	- 千円	522千円
繰延税金資産純額	260,270千円	223,786千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%	0.2%
住民税均等割	0.1%	0.1%
その他	0.4%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3%	31.0%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループに属する会社の事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IR・SR コンサルティング	ディスクロージャー コンサルティング	データベース・その他	合計
外部顧客への売上高	6,974,927	522,146	185,247	7,682,321

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IR・SR コンサルティング	ディスクロージャー コンサルティング	データベース・その他	合計
外部顧客への売上高	7,614,779	475,510	194,281	8,284,571

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	293円52銭	374円22銭
1株当たり当期純利益金額	137円32銭	157円81銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,445,476	2,802,807
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,445,476	2,802,807
普通株式の期中平均株式数(株)	17,808,653	17,760,957

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.6	

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,379,451	4,102,458	6,008,372	8,284,571
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	1,345,346	2,030,821	2,855,810	4,060,830
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (千円)	913,456	1,380,664	1,916,447	2,802,807
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	51.44	77.74	107.90	157.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	51.44	26.30	30.17	49.91

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,594,038	1,801,747
未収入金	1 800,636	1 477,542
前払費用	2,823	3,256
その他	329	374
流動資産合計	2,397,827	2,282,921
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	93,312	93,924
減価償却累計額	13,835	20,101
建物附属設備(純額)	79,476	73,823
工具、器具及び備品	59,507	60,792
減価償却累計額	14,477	20,755
工具、器具及び備品(純額)	45,029	40,036
有形固定資産合計	124,506	113,859
無形固定資産		
ソフトウェア	675	429
無形固定資産合計	675	429
投資その他の資産		
投資有価証券	171,009	177,149
関係会社株式	2,037,164	2,137,164
敷金及び保証金	97,245	96,535
繰延税金資産	14,147	23,848
投資その他の資産合計	2,319,566	2,434,697
固定資産合計	2,444,748	2,548,987
資産合計	4,842,575	4,831,908

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	200,000	200,000
未払金	8,606	10,168
未払法人税等	656,141	258,492
賞与引当金	1,744	1,744
関係会社短期借入金	590,646	-
その他	18,422	44,971
流動負債合計	1,475,560	515,376
固定負債		
長期未払金	1,494	1,494
固定負債合計	1,494	1,494
負債合計	1,477,054	516,870
純資産の部		
株主資本		
資本金	830,000	855,673
資本剰余金		
資本準備金	818,802	844,475
その他資本剰余金	430,909	430,909
資本剰余金合計	1,249,712	1,275,384
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,695,813	2,593,985
利益剰余金合計	1,695,813	2,593,985
自己株式	410,004	410,004
株主資本合計	3,365,521	4,315,038
純資産合計	3,365,521	4,315,038
負債純資産合計	4,842,575	4,831,908

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 1,159,694	1 1,948,286
経営指導料	1 482,940	1 769,658
営業収益合計	1,642,634	2,717,944
営業費用	1, 2 196,834	1, 2 209,764
営業利益	1,445,799	2,508,180
営業外収益		
受取利息	5	6
未払配当金除斥益	371	161
営業外収益合計	376	167
営業外費用		
支払利息	1,230	1,851
創立費償却	979	-
投資事業組合運用損	5,984	13,583
自己株式取得費用	7,629	-
営業外費用合計	15,824	15,435
経常利益	1,430,351	2,492,913
特別損失		
投資有価証券評価損	-	10,000
特別損失合計	-	10,000
税引前当期純利益	1,430,351	2,482,912
法人税、住民税及び事業税	88,614	173,666
法人税等調整額	4,443	9,700
法人税等合計	84,170	163,966
当期純利益	1,346,180	2,318,947

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	818,292	807,094	430,909	1,238,003	1,204,672	1,204,672
当期変動額						
新株の発行	11,708	11,708		11,708		
剰余金の配当					855,039	855,039
当期純利益					1,346,180	1,346,180
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	11,708	11,708	-	11,708	491,141	491,141
当期末残高	830,000	818,802	430,909	1,249,712	1,695,813	1,695,813

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	691	3,260,275	3,260,275
当期変動額			
新株の発行		23,417	23,417
剰余金の配当		855,039	855,039
当期純利益		1,346,180	1,346,180
自己株式の取得	409,312	409,312	409,312
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	409,312	105,246	105,246
当期末残高	410,004	3,365,521	3,365,521

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	830,000	818,802	430,909	1,249,712	1,695,813	1,695,813
当期変動額						
新株の発行	25,672	25,672		25,672		
剰余金の配当					1,420,775	1,420,775
当期純利益					2,318,947	2,318,947
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25,672	25,672	-	25,672	898,171	898,171
当期末残高	855,673	844,475	430,909	1,275,384	2,593,985	2,593,985

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	410,004	3,365,521	3,365,521
当期変動額			
新株の発行		51,345	51,345
剰余金の配当		1,420,775	1,420,775
当期純利益		2,318,947	2,318,947
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	-	949,516	949,516
当期末残高	410,004	4,315,038	4,315,038

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への投資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 投資有価証券

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
投資有価証券	177,149

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については、原価法を採用しております。時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には相当の減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価のない有価証券については、実質価額が取得価額と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。また、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

主要な仮定

投資有価証券の評価にあたっては、時価のある有価証券については、市場において公表される直近の取引価格が十分な数量及び頻度の取引による期末日現在の公正な評価額を反映していない、また、時価のない有価証券及び投資事業組合への出資については、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれていません。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

予測不能な前提条件の変化等により、翌事業年度の財務諸表において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

('会計上の見積りの開示に関する会計基準')の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	800,636千円	477,538千円
未払金	5,474 "	4,768 "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	1,642,634千円	2,717,944千円
営業費用	154,791 "	155,016 "

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	56,160千円	63,600千円
給料及び手当	11,553 "	10,380 "
賞与引当金繰入額	2,286 "	1,744 "
地代家賃	15,685 "	18,586 "
支払手数料	41,323 "	50,791 "
減価償却費	12,863 "	12,789 "

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,037,164千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,137,164千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	534千円	534千円
未払事業税	3,296 "	7,718 "
長期未払金	457 "	457 "
差入保証金償却	8,812 "	10,771 "
その他	1,046 "	4,367 "
繰延税金資産合計	14,147千円	23,848千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	14,147千円	23,848千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.1%	0.0%
受取配当金の益金不算入	24.8%	24.0%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9%	6.6%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産	建物附属設備	93,312	612	-	93,924	20,101	6,265	73,823
	工具、器具 及び備品	59,507	1,285	-	60,792	20,755	6,278	40,036
	計	152,819	1,897	-	154,716	40,856	12,543	113,859
無形固定資産	ソフトウェア	1,227	-	-	1,227	797	245	429
	計	1,227	-	-	1,227	797	245	429

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,744	1,744	1,744	-	1,744

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載するとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.irjapan.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款で定められております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月7日関東財務局長に提出。

第7期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出。

第7期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使書の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年2月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使書の結果)の規定に基づく臨時報告書

2021年6月11日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月18日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴 詳
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上債権の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、2021年3月31日現在、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」1,207,215千円及び「長期売掛金」99,360千円を計上している。また、投資その他の資産項目として「貸倒引当金」71,280千円を計上しているが、その残高には長期売掛金に係る貸倒引当金残高が含まれている（連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）1．貸倒引当金参照）。</p> <p>会社グループは、IR及びSR活動に特化したコンサルティング事業を営んでいる。主として上場会社のコーポレートガバナンス・コード対応や活発化するアクティビスト対策といった昨今の市場環境を受けて、会社グループのビジネスは拡大傾向にある。その上、近年では、顧客ニーズの多様化による業容の拡大に伴い、非上場企業や経営者等の取引先に対して積極的にアドバイザー業務を提供している。また、大型プロジェクトの案件数及び受注金額が増加傾向にあり、売上債権の回収リスクは相対的に上昇している。</p> <p>会社グループは、売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、売上債権の入金管理や回収予定表を用いた債権の年齢管理等により、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握している。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を算定して貸倒引当金を計上している。このうち、特定の売上債権99,360千円に係る回収可能性の判断において、債務者の財政状態や差入担保の評価、契約等に基づく返済スケジュールに従った回収実績、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して、債権の回収可能性を評価する必要がある。また、債権が非上場企業や個人等に対するものである場合には、上場企業に比べて入手可能な情報に制限があるため、その債権の回収可能性の評価にあたっては経営者による重要な見積りによる必要があり、その結果、計上される貸倒引当金の額には不確実性が伴う（連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）1．貸倒引当金参照）。</p> <p>こうした状況を踏まえ、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権の分類及び貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒見積額の算定には、経営者による重要な判断を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上債権の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上債権の回収可能性を判断するための内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。また、回収予定表の正確性及び網羅性を確保するための内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・契約書及び関連する資料の閲覧により、貸倒懸念債権等特定の債権に関連する業務の内容及び返済条件等を理解した。 ・売上債権の回収予定表より回収予定表を超過している売掛金を識別して、回収可能性の検討が必要となる売掛金を把握した。 ・回収可能性に関してリスクを識別した特定の債権に対して残高確認手続を実施した。 ・経営者に対する質問を実施し、長期売掛金の回収可能性に対する経営者の見解を確かめるとともに、債務者との返済交渉状況に係る資料を閲覧して、その見解の合理性を評価した。 ・回収が長期にわたる売掛金について、合意されたスケジュールに基づき回収されているかについて、入金証憑と突合することにより検証した。 ・担保が設定された回収が長期にわたる売掛金について、当該担保の直近の時価を確かめた。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴 詳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表において「投資有価証券」177,149千円を計上している。当該残高には、保有目的が純投資目的である株式100,000千円及び投資事業組合への出資77,149千円が含まれている。</p> <p>これらの投資有価証券のうち、時価のあるものについては、関連する会計基準等に従い、その他有価証券として期末日の市場価格に基づいて算定された価額により評価することが求められる。しかしながら、市場において公表されている直近の取引価格が十分な数量及び取引による期末日現在の公正な評価額を反映していない可能性がある。</p> <p>また、関連する会計基準等に従い、投資事業組合への出資の評価について、会社は、入手可能な直近の決算書に基づき純損益の持分相当額を純額で当期の損益に取り込んでいる。しかしながら、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性がある。</p> <p>これらの投資有価証券の評価においては、情報入手の相対的な困難さや、経営者による主観的な判断が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、投資有価証券の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理責任者に対する質問により、投資有価証券の評価基準を理解した。 ・会社が採用している有価証券の評価基準が継続適用されていることを検討した。 ・市場における時価が十分な数量及び頻度の取引に基づかない可能性のある投資有価証券について、市場における取引実績を把握し、公表されている取引価格と取得原価を比較した。 ・投資事業組合の直近の決算書を入手して、その信頼性を検討した。 ・投資事業組合の直近の決算日後、投資事業組合の投資先の財政状態もしくは経営成績に重大な影響を与えるような事実が発生していないか、通常入手可能な公表情報を検討した。 ・市場における時価が十分な数量及び頻度の取引に基づかない可能性のある投資有価証券及び投資事業組合が保有する投融資について、その有価証券等の発行者等が公表しているIR情報等を閲覧し、投資有価証券の評価に重要な影響を与える事象の有無を把握した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。